

令和8年度

総務常任委員会  
資料

総務部・出納室・監査委員事務局・  
選挙管理委員会事務局

目次	1. 行政機構図	3ページ
	2. (1) 総務部	
	① 総務課	4ページ
	② 行政管理室	9ページ
	③ 危機・防災対策課	12ページ
	④ 人事課	17ページ
	⑤ 職員支援室	21ページ
	⑥ 事務サポートセンター	24ページ
	⑦ 財政課	26ページ
	⑧ 行政改革推進課	33ページ
	⑨ 管財課	37ページ
	⑩ 庁舎整備課	45ページ
	⑪ 契約検査課	48ページ
	⑫ 市民税課	52ページ
	⑬ 資産税課	56ページ
	⑭ 収納課	60ページ
	(2) 出納室	65ページ
	(3) 監査委員事務局	68ページ
	(4) 選挙管理委員会事務局	70ページ

# 行政機構図

(令和8年4月1日現在)



# 総務課

## 1 課の事務概要

### (1) 総務係

- ① 市議会に関すること。
- ② 儀式に関すること。
- ③ 行政区域に関すること。
- ④ 市民憲章に関すること。
- ⑤ 漂流物に関すること。
- ⑥ 私学振興に関すること。
- ⑦ 文書の收受及び発送に関すること。
- ⑧ 文書の印刷に関すること。
- ⑨ 公印の管理に関すること。
- ⑩ 市長及び副市長の事務引継に関すること。
- ⑪ 他課等の所管に属さない証明に関すること。
- ⑫ 他課等の所管に属さない事項に関すること。
- ⑬ 市長の特命事項に関すること。
- ⑭ 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ⑮ 日本赤十字社滋賀県支部との連絡調整に関すること。
- ⑯ 課及び行政管理室の一般庶務に関すること。

## (2) 法規係

- ① 市議会議案の審査に関する事。
- ② 規則、訓令等の審査に関する事。
- ③ 法規及び例規の解釈に関する事。
- ④ 訴訟、調停等の総括に関する事。
- ⑤ 条例の公布等に関する事。
- ⑥ 例規集の編集発行に関する事。
- ⑦ 法規関係資料の収集及び保管に関する事。
- ⑧ 公平委員会との連絡調整に関する事。

### 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

### 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

特になし

### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

### (1) 係属中の訴訟

(令和8年4月30日現在)

事 件 名	係属裁判所	概 要
生活保護変更決定処分取消等請求控訴事件	大阪高裁	令和5年4月控訴 生活扶助基準の違法な引下げ及びこれに基づく生活保護変更決定処分により、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されたとして、国に対して損害賠償を請求するとともに、本市に対して当該処分の取消しを求めて訴えを提起したものの。1審で本市が勝訴した後、原告らが控訴した。
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件	大阪高裁	令和5年4月控訴 生活扶助基準の違法な引下げ及びこれに基づく生活保護変更決定処分により、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されたとして、国に対して損害賠償を請求するとともに、本市に対して当該処分の取消しを求めて訴えを提起したものの。1審で本市が勝訴した後、原告らが控訴した。

事 件 名	係属裁判所	概 要
損害賠償請求事件	大津地裁	<p>令和8年2月控訴</p> <p>大津市北大路一丁目1番5号の路上において、塵芥車（公用車）によるごみの収集を行っていたところ、当該ごみに含まれていた油性塗料スプレーが破裂して、当該収集箇所の近くにいた原告にスプレー塗料が飛散し、負傷するとともに、原告のスマートフォンが損傷したとして、当該収集作業を行っていた当時の職員及び本市に対して損害賠償を求められたもの。1審で本市が一部敗訴した後、原告が控訴した。</p>
損害賠償請求事件	大津簡裁	<p>令和7年11月提訴</p> <p>原告が行った情報公開請求において別訴で重要な争点となる資料が当該別訴の終結までに公開されず、その終結後の情報公開請求により公開されたことは原告の知る権利を侵害するものであり、これにより精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求められたもの</p>
損害賠償請求事件	大津地裁	<p>令和8年2月提訴</p> <p>原告の子が通学する市立学校の運動会への参加を希望した原告が、当該子を現実に養育監護していないことを理由に参加を拒否されたことは、原告の人格権を侵害するものであり、これにより精神的苦痛を被ったとして、スクールロイヤーとして勤務していた当時の職員及び本市に対して損害賠償を求められたもの</p>
建物明渡等請求事件	大津地裁	<p>令和8年3月提訴</p> <p>市営住宅の家賃滞納者（被告）に対し、本市が建物明渡し及び賃料相当損害金等の支払を請求したもの</p>
損害賠償額確定調停申立事件	大津簡裁	<p>令和8年3月申立て</p> <p>令和6年8月1日、大津市役所別館1階のベランダにおいて、宙吊り状態の要救助者をロープで引き上げて救出するための訓練を行っていた消防職員が、当該ベランダから地面に落下して死亡した事故に関し、法定相続人に支払うべき損害賠償額の確定を求めて、民事調停を申し立てたもの</p>

事 件 名	係属裁判所	概 要
建物明渡等請求事件	大津地裁	令和8年3月提訴 市営住宅の家賃滞納者（被告）に対し、本市が建物明渡し及び賃料相当損害金等の支払を請求したもの

# 行政管理室

## 1 室の事務概要

- ① 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。
- ② 適正な事務処理の推進に関すること。
- ③ 行政事務調査に関すること。
- ④ 不当要求行為等対策に関すること。
- ⑤ 公益通報者保護制度に関すること。
- ⑥ 行政運営上の事務改善のための調査、研究及び指導に関すること。
- ⑦ 職員提案制度に関すること。
- ⑧ 監査の結果に係る措置の総括に関すること。
- ⑨ 行政手続法及び大津市行政手続条例の施行に係る総括に関すること。
- ⑩ 市長に対する行政不服審査法に基づく不服申立て(大津市情報公開条例に基づく公文書の公開の請求に対する決定及び個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係るものを除く。)の総括に関すること。
- ⑪ 包括外部監査に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関すること

職員等の公正な職務の執行の確保を図ることにより、市民全体の公益を保護し、市民の市政に対する信頼を確保するため、大津市コンプライアンス推進指針に基づく次に掲げる取組を引き続き実施する。

ア コンプライアンス推進月間の設定と取組

イ コンプライアンス研修の実施

ウ 要望等の適正な記録と報告

エ 公益目的通報制度の適正な運用

(2) 適正な事務処理の推進に関すること

事務処理ミスが多発していることを受け、不要な業務プロセスやチェック体制の見直しなど、従来の考え方にとらわれない柔軟な発想で事務処理ミス対策に全庁を挙げて取り組んでおり、引き続き取組を進めるとともに、わかりやすい情報発信に努める。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 内部統制制度の在り方の検討

令和7年度においては、事務処理ミス防止のためのポイントについて、庁内への周知方法を改善する取組などを進めるとともに、これまでに発生した事務処理ミスの原因等を踏まえ、課長補佐級及び係長級の職員を対象として「組織の意思形成の適正化」をテーマとしたコンプライアンス研修を実施した。依然として事務処理ミスが続いている状

況であることから、令和8年度においても引き続き事務処理ミスが発生の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

また、本市では、過去に発生した不祥事などの事案の再発防止を図る観点から、平成26年3月に「大津市内部統制の構築に関する指針」を策定し、独自の取組を進めてきた。令和7年度においては日本弁護士連合会の「内部統制制度及び通報制度の整備・運用に関する意見交換会」に参加するなど、内部統制の在り方について議論を深めてきたところであるが、より効果的な内部統制制度の構築に向けて検討を進めていく必要がある。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 危機・防災対策課

## 1 課の事務概要

### (1) 総合防災係

- ① 災害対策本部に関すること。
- ② 防災協定に関すること。
- ③ 防災に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- ④ 防災に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- ⑤ 防災研修及び防災意識啓発に関すること。
- ⑥ 防災訓練に係る企画及び調整に関すること。

### (2) 危機管理計画係

- ① 危機管理基本計画に関すること。
- ② 地域防災計画に関すること。
- ③ 水防計画に関すること。
- ④ 防災会議に関すること。
- ⑤ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関すること。
- ⑥ 防災行政無線施設の管理に関すること。

### (3) 避難計画係

- ① 個別避難計画の作成の統括に関すること。
- ② 個別避難計画情報の提供に関すること。
- ③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関すること。
- ④ 課の一般庶務に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 防災対策の推進

#### ① 令和8年度大津市総合防災訓練

大津市地域防災計画に基づき、各防災機関、関係団体、企業、地域住民の参加のもと、災害時において関係者が連携して迅速かつ的確に対応できる体制づくりを検証するとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、総合的な防災訓練を実施する。

日 時 令和8年10月25日（日）午前8時30分から同12時00分まで（予定）

対象学区 青山学区

主会場 青山中学校

開催場所については、大津市を6ブロック（志賀、北、西、中、南、東）に分け、市内で均等に開催できるように調整し選定している。過去の防災訓練等の実施状況等も踏まえ、今年度は青山学区を選定した。

## ② シェイクアウト訓練の実施

市民一人ひとりが防災に関する正しい知識を身につけ、自ら「日常において、いかに備え、災害時に何をすべきか」について考える機会とし、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ることを目的に実施する。

日 時 令和8年9月1日（火）午前10時00分（予定）

場 所 大津市内の各家庭、職場、学校など

訓練実施時間に本市防災メールで地震発生情報を発信し、安全確保行動をとるよう促すもので、大津市内の自治会、自主防災会、学校、保育園、幼稚園、企業、団体、個人等の参加を予定している。

なお、例年9月1日の防災の日に実施している。

## (2) 地域の防災体制の強化

### ① 地区防災計画の策定促進

地区防災計画は、平成26年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画として創設されたものであり、本市では、学区単位での計画の策定を働きかけている。

令和7年度は、新たに2学区が計画を策定され、令和7年度末で36学区のうち27学区が策定済みとなっている。その他の学区は現在策定に向けて協議・調整を進めている。

（未策定：瀬田北学区、田上学区、伊香立学区、藤尾学区、真野学区、青山学区、逢坂学区、晴嵐学区、瀬田南学区）

引き続き、滋賀県の研修会への参加を各学区に促し、地域において計画策定を支援する人材を育成するとともに、市ホームページ内に開設した地域防災ポータルページにおいて、各学区の計画策定等の取組状況を共有することで早期の策定を促進していく。

### ② 防災士の養成

減災と地域防災力の向上のため、その知識と技術を兼ね備えた防災士を各自治会単位に組織される単位自主防災組織に1人配置するという目標を掲げ、平成24年度から防災士養成事業を実施している。（令和7年度

末時点で延べ906人を養成)

また、おおつかがやきプランⅣでは、女性防災士の養成の目標を掲げており、防災士の女性参画を推進している。(令和7年度末時点で160人を養成)

今後も、滋賀県が実施する防災士養成講座を活用することなどにより、防災士を養成し、地域防災力の向上に努めていく。

### (3) 個別避難計画の作成推進及び計画情報の地域提供

令和3年5月の災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が自治体の努力義務となったことから、避難行動要支援者名簿登載者(約1万人)のうち、土砂災害(特別)警戒区域または大河川(瀬田川・大戸川・草津川)の浸水想定区域(想定浸水深0.5m以上)に居住されている方(約700人)を優先作成対象者と位置付けて、対象者の個別避難計画の作成を進め、令和4年度から令和7年度末までに389件の個別避難計画を作成した。

令和8年度からは、水防法改正に伴うハザードエリアの拡大に合わせ、中小河川の浸水想定区域に居住している避難行動要支援者名簿登載者(約1,300人)を優先作成対象者に加え、計画作成に取り組む。

なお、作成した個別避難計画情報については、長寿福祉課所管の地域提供用避難行動要支援者名簿の提供に併せて、各学区との協定の締結及び個別避難計画情報の地域提供を進めている。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

### (1) 大津市地域防災計画の修正

災害対策基本法に基づき策定している大津市地域防災計画では、災害予防や災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定めており、国の法令の改正等があった場合は、市民の意見を反映する必要があるため、パブリックコメントを実施する必要性が生じる。

なお、指定避難所の追加等の軽微な改正となる場合は、パブリックコメントを実施していない。

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) 大規模地震発生時の被害想定

現在、本市が想定している大規模地震発生時における避難者数は、平成16年に公表した琵琶湖西岸断層帯地震の発生を想定した44,132人としている。一方、平成26年に滋賀県が公表した避難者数は、琵琶湖西岸断層帯地震発生から1週間後の63,290人が最大数となっており本市と異なった想定となっている。

滋賀県においては、令和7年度から被害想定の見直しに取り組まれており、令和9年度に見直し後の被害想定公表を予定されていることから、滋賀県との整合を図るなど、本市の被害想定の見直しに向けた情報収集に努めている。

### (2) 指定避難所の拡大と避難生活における良好な生活環境の確保

指定避難所における避難者の居住スペースの拡大、トイレの確保や温かい食事の提供など、引き続き、避難生活における良好な生活環境の確保について取り組んでいく。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 人 事 課

## 1 課の事務概要

### (1) 評価・育成グループ

- ① 組織・機構に関すること。
- ② 職員の職務権限に関すること。
- ③ 職員の人事評価に関すること。
- ④ 働き方改革に関すること。
- ⑤ 人材育成及びその構築に関すること。
- ⑥ 職員の昇任試験の実施及び昇任選考委員会に関すること。
- ⑦ 職員の研修に関すること。
- ⑧ 職場研修の指導及び助言に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

### (2) 人事グループ

- ① 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ② 職員の定数に関すること。
- ③ 職員等の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。
- ④ 職員の採用試験の実施及び職員選考委員会に関すること。
- ⑤ 職員の表彰に関すること。
- ⑥ 職員の勤務成績の評定に関すること。
- ⑦ 職員団体及び労働組合に関すること。

- ⑧ 特定事業主行動計画に関する事。
- ⑨ 職員の退職管理に関する事。
- ⑩ 公印の保管に関する事。

### (3) 給与グループ

- ① 職員の給与に関する事。
- ② 特別職報酬等審議会に関する事。
- ③ 職員の退職手当に関する事。

### (4) 会計年度任用職員グループ

- ① 会計年度任用職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- ② 社会保険に関する事。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

### 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

#### (1) 介護職員等処遇改善加算

国において、令和8年6月に介護報酬の改定を行い、これまで対象外であった居宅介護支援等に介護職員等処遇改善加算を創設することとされた。これを受け、本市においても地域包括支援センターに勤務し、ケアプラン作成等に従事している会計年度任用職員の報酬の改定を予定している。

### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

### 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

#### (1) 人員の確保と定着のための制度構築

土木職などの技術職の採用については、民間企業、自治体間での競争が激化しており、人員確保に苦慮していることから、より効果的な採用方法の検討、令和8年度にリニューアルしたホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信を継続的に行いながら、積極的に採用活動に取り組んでいく。

職員の定着のためには、職務経験者の昇任を早めることなど、制度の設計に取り組んでいく。

また、令和7年度採用試験より保育士と幼稚園教諭の採用試験を統合し、保育園、こども園、幼稚園等のいずれにも配属できる教育保育職として採用を行った。今後も、保育ニーズの変化に対応できる人員の確保に向けて取り組んでいく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 職員支援室

## 1 室の事務概要

- ① 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。
- ② 公務災害の認定及び補償に関すること。
- ③ 滋賀県市町村職員共済組合等共済に関すること。
- ④ 職員互助会に関すること。
- ⑤ 社会保険に関すること。
- ⑥ 職員の健康相談に関すること。
- ⑦ 職員の病気休暇及び病気による休職に係る復職に関すること。
- ⑧ 各種健康相談に関すること。
- ⑨ 職員の健康管理に係る研修に関すること。
- ⑩ その他職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- ⑪ その他職員の支援に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 職員の健康管理

昨年度に引き続き、「職員の健康管理に資する長時間勤務削減取組み」として、1月当たりの時間外勤務の上限時

間を60時間とし、所属長から時間外勤務命令範囲の緩和申請のあった職員に対する産業医による事前面談とともに、1月当たりの時間外勤務が80時間を超えた職員又は2～6月平均が80時間を超えた職員のほか、1月当たり80時間を超えなくとも面談希望する職員に対して産業医面談を実施するなど職員の健康保持に努めている。

また、ハラスメント対策については、ハラスメント防止に係る研修や内部相談員による相談窓口に加え、ハラスメント外部相談員（ハラスメント相談弁護士）を設置し、相談しやすい体制づくりと、ハラスメント事案の早期対応に努めるとともに、ハラスメントの撲滅及び風通しの良い職場風土の形成を目指している。

## (2) 職員のカウンセリング及びストレスチェック業務

職員の心の健康保持増進を目的として、令和5年度から雇用している産業心理カウンセラーによるカウンセリングを実施しているほか、職員のストレスへの気づきや働きやすい職場づくりを目的として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを業務委託している。カウンセリングでは、健康診断の結果やストレスチェックの個人結果において必要と判断した者、人事異動に伴う希望者などを対象にカウンセリングをしており、ストレスチェックでは、集団分析結果を受けて、職場環境改善に関する研修等を実施し、職場や個人へのフォロー体制を整えている。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) 職員の復職支援

本市においては、「大津市職員の復職支援プログラム（平成20年3月策定）」に基づき、「心の健康問題への早期対応と復職支援の手引き」、「復職支援の手引き（管理監督者向け）」、「復職支援の手引き（職員向け）」を策定し、産

業医や職員支援室スタッフ、所属その他関係者が密に連携し、その運用と充実に努めている。今後も引き続き、同プログラム等に基づき、長期療養者のスムーズな復職支援に努めていく。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 事務サポートセンター

## 1 室の事務概要

- ① 本市の機関における障害者雇用に関すること。
- ② 大津市障害者雇用促進本部に関すること。
- ③ 障害者の職場体験の受入れに関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 障害者の雇用促進と職員の意識改革

障害者の雇用促進を図るため、市役所内の定型業務を集約して各所属の事務補助を担うことを目的に、令和4年10月に「事務サポートセンター」を設置し、障害のある会計年度任用職員21人を雇用して業務を担っており、今後更なる障害者の職域拡大に向けた取組や計画的な障害者の採用を進めていく。

また、障害者雇用に係る職場の受入体制を整備するため、支援機関等と連携して職場体験事業を引き続き実施するとともに、職員の障害者理解を深めるための職員研修の開催や、障害のある職員が仕事を続けていくうえで支障となる事柄などに関する相談を受け付けるなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進する。

#### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

#### 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

##### (1) 障害者雇用の促進にかかる障害者の職域拡大に向けた取組

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の安定を図るため法定雇用率が定められているが、令和元年度から算定の基礎となる職員の対象範囲が変更されたことにより、本市職員の障害者雇用率は法定雇用率を大幅に下回ることになった。(令和7年6月1日時点(報告基準日)において、法定雇用率2.8%に対し2.04%。)

本市の障害者雇用の促進にあたっては、令和2年12月に「大津市障害者雇用促進本部」を設置して「障害者雇用の促進に向けた取組みの骨子」を作成し、全庁挙げて取組を進めているところであるが、今後、段階的に法定雇用率が引き上げられ、令和8年7月には3.0%となるなど、これまで以上に障害者を積極的に採用していく必要がある。

法定雇用率の達成に向けて、令和7年度から事務サポートセンターで一定の経験を積んだ障害のある会計年度任用職員を他の所属へ配置することとし、これまで9人の職員を配置した。また、障害者の職域拡大を図るため、除草・剪定業務などの業務を担う労務職の会計年度任用職員を新たに3人採用したところである。引き続き、職員の職場定着が図られるよう、配置所属や就労支援機関等と連携してきめ細やかな支援を行っていく。

#### 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 財 政 課

## 1 課の事務概要

- ① 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- ② 一時借入金に関すること。
- ③ 地方交付税に関すること。
- ④ 起債に関すること。
- ⑤ 財政状況の調査、公表及び報告に関すること。
- ⑥ 公会計制度に関すること。
- ⑦ 指定金融機関等の指定に関すること。
- ⑧ 財政統計に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 予算の編成

令和8年度は、大津市総合計画第3期実行計画の2年目にあたり、当初予算においては、実行計画、とりわけ重点プロジェクトを着実に推進するとともに、歴史や文化遺産、大津ゆかりの文学といった地域資源を生かした魅力発信とにぎわいの創出や、子どもから高齢者までライフステージに応じた支援の充実、生産年齢人口の減少が進展していく中でやりがいを持って働き続けられる環境づくりに力点を置いて編成した。また、防災拠点となる市役所新庁舎の

整備を本格化させる庁舎整備元年として、災害に強いまちづくりを目指した防災の取組を踏まえて予算措置した。

今年度は、当該予算の適正な執行に努めるとともに、今後の社会経済情勢や国県の動向を注視しつつ、機を逸することなく必要に応じて補正予算を編成していく。

また、学校施設の長寿命化改良など継続して実施する大規模事業に加え、今後も物価や人件費の上昇に伴って、歳出規模が増大することが見込まれることから、限られた財政資源を効果的・効率的に活用しながら、質の高い行政サービスを提供することを目的として、令和9年度の予算編成を行う。

## (2) 新地方公会計制度に基づく財務書類の作成

地方公共団体の会計制度は、年度単位の現金主義・単式簿記の方式で、収入・支出や現金残高などの情報が比較的分かりやすい一方、資産や将来の債務残高、減価償却などの情報が網羅されていないなどの短所を持ち合わせているため、国は地方公共団体の会計制度による決算情報を補完する新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び活用を自治体に要請している。

本市においてもこれに基づく財務書類を作成しており、適切な時期に議会に報告する。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) 市債の状況

令和7年度末の市債残高は、次のとおりである。

市債の新規発行にあたっては、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を注視しつつ、その要否を慎重に判断し、

予算全体に占める償還負担額の縮小を図るとともに、可能な限り償還に対する地方交付税措置のある良質な市債発行にとどめながら、健全な運用に努めてきた。

令和7年度から臨時財政対策債の発行がなくなったことから、令和8年度は、一般会計の市債残高総額としては減少する見込みであるが、今後も小中学校の長寿命化改良やトイレ改修事業等、公共施設マネジメントの推進に伴い、引き続き事業債残高の増嵩が見込まれるため、その償還負担が将来の財政運営に影響を及ぼすことのないよう、事業の平準化や効率化などの適正な財政運営を推進していく。

市債残高（令和7年度末見込み・2月補正〔第1次〕後）単位：百万円

会 計 別		現 在 高
一般会計 臨時財政対策債含む (一般会計 臨時財政対策債除く)		121,799 (73,952)
特別会計	卸 売 市 場 事 業	380
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	278
	病 院 事 業 債 管 理	4,397
	小 計	5,055
企業会計	水 道 事 業	15,791
	下 水 道 事 業	23,475
	小 計	39,266
合 計		166,120

## (2) 基金の状況

令和8年度予算では、市民センターの長寿命化改修工事等の財源として、公共施設等整備基金を1億5千9百40万円取崩す予定である。社会情勢の先行きが不透明な中で、物価や人件費の上昇が見込まれる一方で、歳入の見通しや歳入構成の変化が不確実な状況を踏まえ、必要となる財政出動に迅速かつ適切に対応できるよう有効な活用に努めていく。

また、基金の運用については、庁内の協議組織において定めた運用方針に沿って、ペイオフ対策として長期債等に係る債務額の範囲での預金運用を原則としながら、安全性を確保した上でより有利な債券運用を行うことにしている。金利は上昇傾向にあることから、様々なリスクを考慮して、より効率的な運用手法の導入についても検討していく。

(一般会計) 令和8年度予算及び令和7年度2月補正予算後

単位：千円

区 分	6年度末 現在高	7年度 積立見込	7年度 取崩見込	7年度末 現在高見込	8年度末 現在高見込
財 政 調 整 基 金	9,695,097	50,584	1,191,651	8,554,030	8,607,765
減 債 基 金	565,348	293,047	0	858,395	859,812
公 共 施 設 等 整 備 基 金	7,241,610	33,382	259,600	7,015,392	6,900,558
福 祉 基 金	392,081	963	6,402	386,642	380,535
土地開発基金(現金預金)	1,244,911	206,072	185,826	1,265,157	1,284,290
地 域 振 興 基 金	3,654,800	0	0	3,654,800	3,654,800
庁 舎 整 備 基 金	2,797,199	1,409,291	0	4,206,490	4,215,772
文 化 観 光 振 興 基 金	171,816	78	21,450	150,444	139,330
森 林 環 境 基 金	78,581	0	4,400	74,181	68,081
そ の 他	3,427,671	570,451	341,854	3,656,268	3,510,925
計	29,269,114	2,563,868	2,011,183	29,821,799	29,621,868

※行政改革プラン2025の目標値として、財政調整基金+減債基金残高>R5標準財政規模の10%(7,549,843千円)に設定

### (3) 財政指標

令和6年度の財政指標は、下記表のとおり、経常収支比率が臨時財政対策債の減収や扶助費の増加等により、前年度に比べて0.4ポイント増加した。将来負担比率は昨年度と同様、算定されなかったものの、物価や人件費の上昇、今後の少子高齢化の進展等に伴う社会保障関連制度の安定した運営、老朽化が見られる公共施設の適切な維持管理への対応などを見据えると、財政指標の将来展望は楽観視できる状況にはない。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「実質公債費比率」をはじめ「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」、公営企業の「資金不足比率」の5つの指標については監査委員の審査に付したうえで、議会への報告、市民向けに公表を行っている。

今後も引き続き、指標の動向を注視しながら、財政の健全化に努めていく。

区分	早期健全化 基準	財政再生 基準	4年度	5年度	6年度	7年度
標準財政規模（百万円）			73,296	75,498	77,712	80,071
財政力指数			0.791	0.775	0.765	0.747
経常収支比率（％）			90.9	92.4	92.8	
実質赤字比率（％）	11.25	20.00	—	—	—	
連結実質赤字比率（％）	16.25	30.00	—	—	—	
実質公債費比率（％）	25.0	35.0	△0.5	△0.4	△0.4	
将来負担比率（％）	350.0		—	—	—	
資金不足比率（％）	20.0		—	—	—	

\* 財政力指数、実質公債費比率及び将来負担比率は3カ年平均の数値である。

\* 実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足が発生していない場合及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載している。

#### (4) 中期財政フレーム

平成21年10月に、平成22年度から平成28年度までの7年間の計画期間とする「中期財政計画」を策定して以降、毎年度、計画を見直ししながら、健全財政の堅持に取り組んできた。この計画は、他の計画との整合のもとで財政効果を生み出しながら、毎年度の収支不足の解消を図る上での財政運営の指針として定めてきたものであり、毎年、計画の見直しを行っていたが、収支の改善の姿（目標）を示すものではなかった。このため、平成26年度から毎年度、向こう5年間について改定（見直し）を行うことにより、中期的に見込まれる収支不足を解消するための目標を明確化した「中期財政フレーム」に改め、常に中期的な視点を持った財政の健全性を確保するための適切な歳入見込みと、それに見合う歳出を目標として定めるとともに、財政指標の継続的な適正化を目指して、単年度予算を編成している。

（目標）

経常収支比率	94%以下
実質公債費比率	5%以下
将来負担比率	50%以下
市債残高	821億円以下

〔上記の市債残高は、病院事業及び介護老人保健施設事業の地方独立行政法人移行等に伴う債務承継分（病院事業債）、堅田駅西口土地区画整理事業における公共施設（道路や公園等）整備に伴う事業債、臨時財政対策債を除いた市債残高。〕

#### (5) 予算編成における概算要求、概算査定への導入

中期財政フレームにかかる毎年度の見直しに合わせて、各部局が試算した翌年度の事業費見込みを概算要求として取り扱い、財政課において事業内容に対するヒアリングと精査を加え、その結果を概算査定額として各部局に内示し、当初予算目標額として予算編成を行う。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 行政改革推進課

## 1 課の事務概要

### (1) 行政改革係

- ① 行政改革の推進に関すること。
- ② 行政評価制度に関すること。
- ③ 権限移譲に関すること。

### (2) 公共施設マネジメント係

- ① 公共施設マネジメントの推進に関すること。
- ② 公共施設の整備等に係る官民連携の推進に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 行政改革の推進

- ① 大津市行政改革プラン 2025 の推進  
令和7年3月に大津市行政改革プラン 2021 を引き継ぐ計画として、令和7年度から令和10年度までの4年間を

取組期間とする「大津市行政改革プラン 2025」を策定した。

大津市行政改革プラン 2025 は、総合計画第3期実行計画で示す取り組むべき項目の実現に向けての下支えとなる計画の一つとして行政改革を推進するための計画であり、本市の行政改革の方向性を示す「行政改革大綱」とこれを具体化した「改革実行プラン」で構成している。

「行政改革大綱」では、目指す姿として「持続可能な行財政経営」を掲げ、行財政経営を取り巻く課題が複雑、多様化する中、安定した行財政経営を継続すること及び行財政経営に影響を及ぼすと考えられる社会的潮流を踏まえて適時かつ的確な行政サービスを提供することを目指すとともに、基本姿勢として「全体最適による行財政改革の推進」を掲げ、限定的な視点にとらわれることなく物事を俯瞰して検討し、総合的な判断を行うことにより全体最適の行財政改革に取り組むこととしている。また、「改革実行プラン」では、8つの取組方針と29の取組項目を掲げ、これらの取組を総合的に推進することで、本市の行財政改革を進めることとしている。

なお、当計画では年度ごとの決算を受け、年度別計画及び数値目標に掲げた効果（財政効果額、サービスの向上、事務の効率化等）に対する実績及び判断基準に基づく評価について取りまとめることとしており、今年度は令和7年度の取組の成果報告を行う。

## ② 使用料の見直し

行政改革プラン 2025 の取組項目として「使用料・手数料の適正化」を掲げているとおり、施設使用料については、施設使用料設定基準に基づく定期的な見直しを実施しているところであり、昨今の物価及び人件費の上昇によるコスト増を使用料に適切に反映させるため、使用料の改定に向けた取組を進める。

## (2) 行政評価

施策や事業の目的・目標を明確化し、実施により得られる成果を数値指標などを用いて客観的に評価することで、現状を認識して課題を発見するため、毎年度「行政評価」を実施している。今年度も行政評価のより適正かつ合理的な実施の在り方や評価対象事業の精査・検討を行う。

### (3) 大津市公共施設総合管理計画の改訂

大津市公共施設総合管理計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していく上で、基本となる考え方や維持管理の方向性を示す計画であり、具体的な公共施設マネジメントの取組を検討する上での拠り所となる「戦略」として位置付ける「マネジメント方針」とマネジメント方針ごとの取組方針を記載している。同計画は5年ごとに見直すこととしており、令和9年度に予定している次期改訂では、現在のマネジメント方針は維持しつつ、取組の進捗状況やその効果を評価した上で社会経済状況や市民ニーズなどの変化等に対応するための見直しを予定している。令和8年度は業務委託による支援を受けながら、現状と課題の整理やコストシミュレーションなどを実施した上で改訂案を検討していく。

### (4) 公共施設の在り方検討

公共施設の多くは、今後数十年の間に更新時期を迎えることにより、経年劣化による老朽化が急速に進み、建物に係る修繕や建替に要する費用が増大し、大きな財政負担になることが予想される。また、耐震工事等が未実施の公共施設については、改修等の対策の優先順位を見極めた上で必要な対策を講じていく必要がある。一方で、少子高齢化による人口構造の変化や市民ニーズの多様化など、将来の公共施設を取り巻く環境の大きな変化も予想され、公共施設を現状のまま維持していくことが困難となっていることから、将来に負担を先送りしないために対策を講じていく必要があり、令和8年度は公共施設マネジメント推進本部内にプロジェクトチームを設置し、公共施設の在り方検討を進めていく。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

大津市公共施設総合管理計画

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 管 財 課

## 1 課の事務概要

### (1) 管理係

- ① 市庁舎(支所及び出先機関の庁舎を除く。)の施設の維持管理等に関すること。
- ② 大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第4号)に基づく庁舎内における行為の許可等、庁舎内の各課に割り当てられた執務場所以外の場所への立入禁止等の措置、庁舎への集団立入りの制限、庁舎内の秩序維持等のための立入制限及び庁舎内における火気の使用等の届出の受理並びに庁舎内の各課に割り当てられた執務場所への立入禁止等の措置の総括に関すること。
- ③ 市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。
- ④ 職員に対する車両の安全運転の啓発及び推進に関すること。
- ⑤ 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者との連絡調整に関すること。
- ⑥ 市有自動車の点検整備に関すること。
- ⑦ 市有物件災害共済に関すること。
- ⑧ 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- ⑨ 庁内の案内に関すること。(総合案内窓口を除く)
- ⑩ 庁舎内の電話に関すること。
- ⑪ 市有自動車の管理及び配車に関すること。
- ⑫ 課の一般庶務に関すること。

## (2) 財産係

- ① 市有財産の総括及び調整に関すること。
- ② 未利用財産の利活用に関すること。
- ③ 普通財産の取得、貸付け、譲渡及び管理に関すること。
- ④ 行政財産の取得（他課の分掌事務に属するものを除く。）及び行政財産の取得に係る指導調整に関すること。
- ⑤ 不動産の借入れの総括に関すること。
- ⑥ 登記に関すること。
- ⑦ 市有地の境界明示に関すること。
- ⑧ 寄付採納の調整に関すること。
- ⑨ 財産台帳及び借地台帳の整備保管に関すること。
- ⑩ 基金の総括に関すること。
- ⑪ 不動産評価委員会に関すること。
- ⑫ 大津市土地開発基金に関すること。
- ⑬ 財産区等に関すること。
- ⑭ 財産区特別会計予算の編成及び執行に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

### 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

#### (1) 庁舎大規模改修工事等

本庁舎（本館：S42、別館：S46、新館：H元、第2別館：H5）については、老朽化等への対策として適正な維持管理と改修により施設・設備の長寿命化に努めているほか、環境や利用者に配慮した改修工事にも取り組んでおり、今年度においては、新館エレベーター制御機器更新、本館冷温水発生機熱交換器更新等の経年劣化に対応する大規模改修を行う。

また、これまでの建築基準法の改正に伴い既存不適格となる部分が生じていることから、平成25年度より庁舎適正化改修工事を実施しており、今年度は引き続き、本館2階西棟執務室天井等改修工事（令和7年度～令和8年度 債務負担行為）を実施する。

##### 【庁舎大規模改修工事】

工事名・委託業務名	工事場所	予算額	備考
新館エレベーター制御機器更新	新館各階	65,736千円	
本館冷温水発生機熱交換器等更新	本館地階	0千円	R8-R9 債務負担行為 R9:32,890千円
第二別館LED化改修工事	第二別館各階	14,212千円	

##### 【庁舎適正化改修工事】

工事名・委託業務名	工事場所	予算額	備考
庁舎適正化改修工事（7期）	本館2階西棟	26,215千円	R7-R8 債務負担行為

#### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

#### 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

##### (1) 市有財産の有効活用

平成29年8月に「大津市公有財産有効活用基本方針」を策定し、公有財産の適正な管理や有効活用を推進することにより、行政改革プランに掲げる目標を達成するなど一定の成果を上げてきた。

市有財産の売却等を積極的に進めている中で、市場性の高い対象物件が減少してきたことから、引き続き「大津市公有財産有効活用基本方針」に基づく売却可能財産の全庁的な調査により、市有財産の適正な管理と定期的な利用状況の把握を図るとともに、未利用財産の洗い出しと利活用の方向性の整理を進め、市有財産の更なる有効活用を推進する。

また、市ホームページにて未利用の公有財産一覧と地図情報をリンクさせ、市民や事業者の方に分かりやすい情報発信を行っている。

市有財産有効活用推進事業 処分実績一覧表

R8.3.31 現在

年度	件数 (件)	土地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	金額 (円)	備考
平成16年度	10	1,012.78		74,043,265	行財政構造改革方針 H16～H18
平成17年度	9	2,987.28		106,192,885	
小計	19	4,000.06		180,236,150	

平成18年度	10	3,973.01		203,400,500	行政改革プラン H18～H21
平成19年度	13	2,629.84		82,820,839	
平成20年度	10	2,566.80	530.48	73,125,159	
平成21年度	2	584.24		65,180,160	
小計	35	9,753.89	530.48	424,526,658	
平成22年度	16	3,232.27	926.28	101,426,540	(前期) 集中改革プラン H22～H24
平成23年度	2	4,999.25		201,113,000	
平成24年度	7	9,803.58		132,258,320	
小計	25	18,035.10	926.28	434,797,860	
平成25年度	8	1,420.99		77,304,041	(後期) 集中改革プラン H25～H28
平成26年度	7	3,552.53		179,673,451	
平成27年度	7	3,621.36		103,512,576	
平成28年度	4	1,745.81	609.96	138,411,455	
小計	26	10,340.69	609.96	498,901,523	
平成29年度	6	1,254.87		61,650,436	行政改革プラン 2017 H29～R2
平成30年度	8	2,888.22		129,472,200	
令和元年度	6	5,324.98		231,230,458	
令和2年度	6	2,155.40	567.08	109,112,701	
小計	26	11,623.47	567.08	531,465,795	
令和3年度	1	180.33		6,669,999	行政改革プラン 2021 R3～R6
令和4年度	1	1,918.45		236,580,000	
令和5年度	1	658.45		25,855,000	

令和6年度	2	3,140.86	621.49	109,560,000	
小計	5	5,898.09	621.49	378,664,999	
令和7年度	3	353.84		36,872,862	行政改革プラン2025 R7~R10 各50,000千円
合計	139	60,005.14	3,255.29	2,485,465,847	

## (2) 土地開発基金

大津市土地開発公社の解散に伴い、各種事業用地等の先行取得においては、大津市土地開発基金（以下「基金」という。）を活用しているところであり、先行取得計画の妥当性や活用されている事業の見通し、取得価格について、土地開発基金管理審査会に諮り適正な運用に努めている。

なお、各種事業用地を円滑かつ迅速に取得するため、令和2年度において新たに基金を増額している。

（現金預金 1,268,510,281円 取得資産 593,531,513円 R8.3.31現在）

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

### (1) 財産区

財産区は、市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を認められた特殊な地方公共団体であって、本市には8つの財産区が存在する。

#### ① 財産区制度の沿革

明治22年に市制・町村制が施行される以前から存在している一部地域の共有財産について、市町村合併にお

ける協議により、合併後の新市町村に帰属させることが適当でない場合の措置として、当該財産を適切に管理するため財産区が設置された。

② 財産区管理会の役割

地方自治法第296条の2の規定により「財産区に財産区管理会を置くことができる」となっていることから、本市も全財産区において、管理会を設置している。

財産区管理会は、大津市財産区管理会条例に規定する7人の財産区管理委員で組織された審議機関であり、財産区の財産または公の施設の管理または処分など重要な事項について同意を行う。

③ 財産区特別会計

会計については、地方自治法第294条第3項の規定において、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」と定められており、本市においては、財産区特別会計を設け財務処理を行っており、予算・決算については議決を得ている。

(2) 各財産区の資産の状況 (R8. 3. 31 現在)

① 財産区の土地保有状況

(単位：㎡)

	ため池	墓地	山林	保安林	その他	計
1 橋本財産区	21,945.00	2,286.00	57.00		570.84	24,858.84
2 神領財産区	27,679.19		2,687.00	2,138.00	7,731.59	40,235.78
3 大江財産区	77,007.93	5,484.00	3,787.00	3,050.00	11,317.34	100,646.27
4 南大萱財産区	173,455.00	7,049.00	1,070.00	30,677.00	2,281.91	214,532.91
5 月輪財産区	95,567.00	2,866.00	4,651.00			103,084.00

6	平野財産区	73,398.00	3,592.00	109.00		181.00	77,280.00
7	牧財産区	6,163.00	2,161.00		7,871.00	450.62	16,645.62
8	桐生財産区	40,138.00	1,136.00	7,192.00	2,608.00	4,071.24	55,145.24
	合計	515,353.12	24,574.00	19,553.00	46,344.00	26,604.54	632,428.66
	割合	81.49%	3.89%	3.09%	7.33%	4.20%	100.00%

② 財産区基金の残高

(単位：円)

1	橋本財産区	91,627,000	5	月輪財産区	484,124,000
2	神領財産区	153,708,701	6	平野財産区	60,820,000
3	大江財産区	80,332,000	7	牧財産区	6,103,000
4	南大萱財産区	622,922,111	8	桐生財産区	7,073,000

# 庁舎整備課

## 1 課の事務概要

- (1) 庁舎整備に関すること。
- (2) 課の一般庶務に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

### (1) 庁舎整備基本計画策定に向けた取組

皇子山総合運動公園での庁舎整備を前提に、代替公園用地として別所合同宿舎用地の取得に向けた国との協議を行うとともに、市民ワークショップの開催などを重ねながら検討を進め、令和7年8月に庁舎整備基本計画を策定した。また、庁舎整備を見据えたオフィス環境整備の検討を行った。

#### ① 庁舎整備基本計画

皇子山総合運動公園での庁舎整備を前提に、公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や、防災力の向上を軸とした庁舎整備基本計画（案）を令和7年5月にとりまとめ、パブリックコメントを実施した後、令和7年8月に庁舎整備基本計画を策定した。

#### ② オフィス環境整備

庁舎整備を見据えたオフィス環境整備に係る調査及び整備方針の検討等並びに新庁舎執務スペース、書庫に

において管理する文書量を削減するための公文書管理制度及び運用の見直しに係る調査研究を行った。また、管財課及び庁舎整備室の執務室において令和7年4月にパイロットオフィスを導入し、検証を行った。

### 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

#### (1) 大津市新庁舎整備基本設計

令和8年6月の基本設計着手以降に実施予定の市民ワークショップなどの意見を踏まえ、新庁舎整備基本設計（素案）及び（案）を取りまとめ、パブリックコメントの実施を経て、今年度中に新庁舎整備基本設計を完了する。

#### (2) 文書管理適正化の取組

今年度及び令和9年度の2か年にかけて、新庁舎にて管理する文書量を最小限（ムダを持ち込まない）とするために、公文書管理制度及び運用の見直し、文書削減整備計画の策定並びに各所属の文書削減整備作業など新庁舎整備を契機とした文書管理適正化の取組を実施する。

### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

大津市新庁舎整備基本設計

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) 代替公園用地の確保

皇子山総合運動公園の一部で庁舎整備を行うことから同等規模の代替公園を確保することとしているが、国の別所合同宿舎用地を代替公園とすることで、公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や防災力の向上などの効果が見込めることから、別所合同宿舎用地の取得に向けて引き続き国との協議を行っていく。

### (2) 庁舎整備に関する財源の確保

近年の建築費の高騰など厳しい状況の中、庁舎整備の事業費の大半を地方債で賄う必要があり、結果として、将来の財政負担が増嵩するおそれがあることから、基本設計段階での事業費の圧縮の検討に加え、様々な制度が活用できるように検討するなどし、引き続き財源の確保に努めていく。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 契約検査課

## 1 課の事務概要

### (1) 契約係

- ① 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ② 建設工事等に係る業者の入札参加申請に関すること。
- ③ 建設工事契約審査委員会に関すること。
- ④ 入札監視委員会に関すること。
- ⑤ 公印の保管に関すること。
- ⑥ 課の一般庶務に関すること。

### (2) 調達係

- ① 物品の購入等の入札及び契約に関すること。
- ② 物品の購入等に係る業者の入札参加申請に関すること。
- ③ 不用物品の処分に関すること。
- ④ 物品の規格統制に関すること。
- ⑤ 物品の需要計画及び調整に関すること。

### (3) 工事検査係

- ① 工事検査の執行に関すること。
- ② 検査結果の統計に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

### (1) 入札参加申請受付・審査業務委託

従来、関係課職員を動員し実施してきた入札参加申請受付・審査業務を、行政改革の民間提案型アウトソーシング事業として平成27年度より委託を開始しており、令和7年度は、物品、役務業種で112件の受付と審査を委託した。

### (2) 滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付・審査共同化（共同受付）

従来から自治体ごとに実施してきた建設工事及び工事に伴うコンサルタント・測量・設計等委託に対する入札参加資格申請受付・審査業務について、市町での受付・審査における業務負担の軽減を図るため、滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付システムによって令和4年4月から共同受付の運用を開始しており、令和7年度では工事、測量・設計コンサル業種で475件の受付と審査を行った。

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 建設工事等の設計労務単価の引上げ

国の公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価が全国全職種平均で4.5パーセント引き上げられたことに伴い、旧単価で設計された案件に対し契約時期に応じて、特例措置又はインフレスライド条項を適用し、公共工事の担い手確保・育成に取り組んでいる。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) 電子契約の利用促進

本市の契約事務の更なるオンライン化を進めるため、令和8年1月に、当課で入札をおこなう建設工事及び測量・建設コンサルタント等委託業務について電子契約の導入をおこなった。電子契約を利用することで、オンラインで、契約の締結が可能となるため、職員の事務負担の軽減が図れるだけでなく、事業者にとっても、市役所に来庁することなく迅速に契約手続きが進められ、電子化により印紙税の課税対象外となることから、コスト削減にもつながる。現在は、電子契約の利用については、事業者の判断に委ねており、従来の紙の契約書による契約も可能としているが、今後は、事業者に対して、電子契約の利用を促進し、本市の契約事務の更なるオンライン化を進めていく。また、建設工事及び測量・建設コンサルタント等委託業務に関する電子契約の利用が進めば、物品購入契約や各所属で契約している委託業務等についての導入も検討していく。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

昨年度の建設工事等契約実績、物品契約実績及び工事検査実績については、次の表のとおりである。

### (1) 昨年度建設工事等契約実績

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額	市内業者		市外業者	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 競 争 入 札	36	1,219,436,900	10	348,881,500	26	870,555,400
指 名 競 争 入 札 (うち受注希望型)	164 (143)	3,273,375,600 (3,162,816,800)	156 (143)	3,247,042,700 (3,162,816,800)	8 (0)	26,332,900 (0)
随 意 契 約	13	262,706,180	11	234,271,180	2	28,435,000
小 額 随 意 契 約	1,093	1,103,060,243	1,069	1,080,991,493	24	22,068,750

計	1,306	5,858,578,923	1,246	4,911,186,873	60	947,392,050
---	-------	---------------	-------	---------------	----	-------------

(2) 昨年度物品契約実績

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額	市内業者		市外業者	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 競 争 入 札	58	675,106,338	37	75,971,538	21	599,134,800
指 名 競 争 入 札	68	178,988,075	47	122,572,815	21	56,415,260
見 積 も り 合 せ	5,186	272,770,131	4,408	221,759,279	778	51,010,852
随 意 契 約	4,411	83,281,250	4,267	32,776,059	144	50,505,191
計	9,723	1,210,145,794	8,759	453,079,691	964	757,066,103

(3) 昨年度工事検査実績 (単位：件)

区 分	件 数
完 工 検 査	157
出 来 形 検 査	0
中 間 検 査	22
計	179

# 市民税課

## 1 課の事務概要

### (1) 税制グループ

- ① 税制の総括及び調査研究に関すること。
- ② 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
- ③ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ④ 市税の諸証明及び窓口事務の総括に関すること。
- ⑤ 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課及び調定に関すること。
- ⑥ 原動機付自転車標識の交付に関すること。
- ⑦ 公印の保管に関すること。
- ⑧ 課の一般庶務に関すること。

### (2) 市民税第1グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 所得税との調整に関すること。
- ③ 農業所得に関すること。
- ④ 租税教育の推進に関すること。
- ⑤ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

### (3) 市民税第2グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。

- ② 個人市民税に係る各種統計報告に関すること。
- ③ 農業所得に関すること。
- ④ 租税教育の推進に関すること。
- ⑤ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

#### (4) 法人・事業所税グループ

- ① 法人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 事業所税の賦課及び調定に関すること。

#### (5) 調査グループ

- ① 税制の調査研究に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 税制改正への対応

市税収入のうち、当課所管の税目における令和8年度市税収入見込みについては、個人市民税は約237億円（納税義務者数約17万7千人）、法人市民税は約35億円（同約9千社）、また軽自動車税は約7億円（課税台数約10万5千台）で、諸税を含めると約315億円となり、市の歳入全体のおよそ5分の1を占めている。

また、令和8年度の国の税制改正に基づき、個人市民税で「住宅借入金等特別税額控除延長」や、軽自動車税で「軽自動車税（環境性能割）の廃止」等の条例改正を行ったところである。

今後も税制改正に迅速かつ適切に対応し、税システムの改修や改正事項の周知啓発に努めていく。

## (2) 宿泊税の導入についての検討

課税自主権を活用した新たな観光財源の確保を目的に、地方税法第731条第1項の規定に基づく法定外目的税として、宿泊税の導入に関し必要な事項を調査審議するため、令和8年4月1日付けで大津市宿泊税検討委員会を設置した。

同検討委員会から宿泊税導入の必要性、制度内容及び税収の活用等に関して答申を受ける予定であり、導入に向けた答申がなされた場合は、条例制定に向けて取り組む必要がある。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

大津市宿泊税検討委員会から、宿泊税導入に向けた答申がなされた場合は、条例案についてパブリックコメントを実施する予定である。

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) リスク管理の徹底

課税誤り、通知の誤送付等の防止のため、引き続き、チェック体制の強化及び職員研修の充実等に努め、申告受付をはじめ課税業務に万全を期す。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

## (1) 市税収入見込

社会情勢の変動により大きな影響を受ける法人市民税を含めて、税制改正の影響、景気動向調査等も見極めながら市税収入の把握に努める。

# 資産税課

## 1 課の事務概要

### (1) 資産税係

- ① 償却資産の評価及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。
- ② 償却資産概要調書等報告書に関すること。
- ③ 償却資産評価調書に関すること。
- ④ 償却資産課税台帳に関すること。
- ⑤ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- ⑥ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関すること。
- ⑦ 納税通知書、納付書及び課税明細書に関すること。
- ⑧ 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に関すること。
- ⑨ 登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載に関すること。
- ⑩ 現所有者及び納税管理人、相続人代表者に関すること。
- ⑪ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に係る調整に関すること。
- ⑫ 課の一般庶務に関すること。

### (2) 土地係

- ① 土地の評価に関すること。
- ② 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- ③ 土地概要調書等報告書に関すること。
- ④ 土地総評価見込額等の調べに関すること。

- ⑤ 土地評価調書に関すること。
- ⑥ 土地評価資料の整備及び保管に関すること。
- ⑦ 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。
- ⑧ 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ⑨ 国有資産等所在市町村交付金算定標準額に係る固定資産価格の証明に関すること。

### (3) 家屋係

- ① 家屋の評価に関すること。
- ② 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- ③ 家屋概要調書等報告書に関すること。
- ④ 家屋評価調書に関すること。
- ⑤ 家屋評価資料の整備及び保管に関すること。
- ⑥ 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 令和9年度の固定資産評価替えに向けた取組

固定資産評価替えは、3年ごとに固定資産（土地・家屋）の評価額を見直し、資産価格の変動に対応し評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直すために行うものである。今年度は、令和9年度の固定資産評価替えに関する事務を行う最終年度に当たり、国から示される基準やQ & Aなどを確認しながら、適正課税に向けて適切に事務を推進して

いく。

- ①土地…令和7年度に実施した鑑定評価を元に価格形成要因の分析や新規の路線価設定などの事務を行い、令和9基準年度における本市の土地の評価額を求めるとともに、土地評価に関する各種マニュアルを整備する。
- ②家屋…国から示される固定資産評価基準（家屋）について、現基準との比較分析などを行い、令和9基準年度における本市家屋評価の運用基準などを定めるとともに、その運用基準に基づき家屋の評価額を求める。

（参考） 令和8年度当初調定額（令和8年5月1日現在）

- ① 令和8年度固定資産税
  - 土地 67億5,572万円（約35万1千筆）
  - 家屋 105億3,799万円（約15万4千棟）
  - 償却資産 34億3,889万円（約7千5百件）
  - 合計 207億3,260万円
- ② 令和8年度都市計画税
  - 土地 18億7,791万円
  - 家屋 22億0,236万円
  - 合計 40億8,027万円
- ③ ①+②= 248億1,287万円

## (2) 税制改正への対応

令和8年度税制改正による地方税法等の改正を受け、固定資産税（都市計画税）に係る税制改正のうち、「家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点の見直し」、「バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税（都市計画税）に係る減額割合の設定」、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の改定」などについて、条例改正を行ったところである。

また、令和7年度末で適用期限を迎える新築住宅等家屋の固定資産税に係る税額の減額措置について、適用期限を5年間延長した。

今後も税制改正に迅速かつ適切に対応し、改正事項の周知啓発に努めていく。

#### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

#### 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

##### (1) 災害時における罹災証明書の交付事務

大規模災害が発生し、罹災証明書の申請が集中した場合、当該証明書の交付事務は非常に逼迫することが想定されるため、軽微な住家被害については写真等を活用した「自己判定方式」による罹災証明書の交付が、交付迅速化、交付事務の軽減につながる有効な手段として、内閣府策定の「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」にあげられている。

本市においても、大規模災害時に備え、被害が軽微なものの取扱いとして、自己判定方式に関する調査研究を進めていく。

#### 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 収 納 課

## 1 課の事務概要

### (1) 総務グループ

- ① 市税収納の総括管理に関すること。
- ② 税収納システムに関すること。
- ③ 市税の納付又は納入に係る受託証券の管理に関すること。
- ④ 公印の保管に関すること。
- ⑤ 課の一般庶務に関すること。

### (2) 収納推進グループ

- ① 市税その他徴収金の収納及び徴収に関すること。
- ② 市税の納付書の発行に関すること。
- ③ 過誤納金の還付等に関すること。
- ④ 市税の口座振替に関すること。
- ⑤ 県民税の払込手続に関すること。

### (3) 滞納整理グループ

- ① 市税の繰上げ徴収に関すること。
- ② 交付要求に関すること。
- ③ 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。

- ④ 滞納処分票の管理に関する事。
- ⑤ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件に関する事。（滞納処分（差押）のみ）

#### (4) 債権管理グループ

- ① 市税の督促、催告に関する事。
- ② 差押財産の換価に関する事。
- ③ 市税の徴収猶予及び換価の猶予に関する事。
- ④ 市税の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。
- ⑤ 市税の差押調書謄本等の公示送達に関する事。
- ⑥ 滞納処分に係る訴訟等に関する事。
- ⑦ 市の債権の管理に係る研修に関する事。
- ⑧ 市の債権の管理に係る指導・助言、企画立案及び調査研究に関する事。
- ⑨ 債権管理連絡会議に関する事。
- ⑩ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件に関する事。（移管のみ）

#### (5) 調査分析グループ

- ① 市税の督促、催告に関する事。
- ② 市税その他徴収金の滞納処分（執行停止含む。）のための調査に関する事。
- ③ 市税の差押調書謄本等の公示送達の調査に関する事。
- ④ 税務データの分析に関する事。
- ⑤ 市税の徴収方針・計画・管理に関する事。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

令和5年度から、DXを活用した効率的かつ効果的な徴収業務の推進に努めており、預貯金等照会の電子化、電話催告の自動化を行っている。預貯金照会については、これまで、紙面による照会では、数週間から最大半年を要していた照会期間が、電子化することにより3日に短縮され、照会結果に基づく機動的な滞納処分の執行を行うことで、66,752千円（令和6年度：70,138千円）を徴収した。電話自動催告システムによる納付催告については、開庁時間外も含め、自動音声架電及びショートメッセージサービス（SMS）を利用した文章の送信を行い、3,478千円（令和6年度：10,701千円）を徴収した。

市外の遠隔地の滞納者に係る調査業務として実施している現地訪問調査委託においては、2,893千円（令和6年度：2,503千円）を徴収した。

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 収納対策

市税の未納の徴収金の累積化を防止する観点から、滞納処分の早期着手を実施している。資力の低下により、一時での納付が困難な納税者から納付相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況に十分に配慮し、徴収の猶予制度の適用や滞納処分の停止も含め、適切な対応を行っている。

令和5年度からは、更なる収納率の向上を目指すため、グループ制を採用し、業務の分業化と専門化を行い、事業に取り組んでいる。今年度は、新たにAIを活用した滞納処分の取組を試行し、効率的かつ効果的な徴収体制を推進するとともに、収納率の向上を図る。

- ① グループ制採用による業務の分業化及び専門化
- ② 効果的な調査対象者の選別と迅速な調査・滞納処分の実施
- ③ 電話自動催告システムと現地訪問調査委託業務の併用＝自発的納税行動の誘引、滞納金額の累積化の抑止

- ④ B I ツールを活用した税務データの可視化、分析など E B P M の推進  
＝データや合理的根拠（エビデンス）に基づく、徴収計画、方針の策定、効率的・効果的な業務の推進
- ⑤ 預貯金取引照会システムの効率的な活用  
財産調査の期間短縮、効率化と機動的な滞納処分の執行

## (2) 移管債権の管理・回収

強制徴収公債権である国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ困難な案件について原課から移管を受け、市税とともに一元化して回収業務を実施している。

令和7年度は62件の移管を受け、7,520千円を回収するなど、一定の成果を得ている。今後は、関係各課との連携手法の在り方の検討を含め更に連携を強化し、強制徴収公債権の適正な管理及び収納率の向上を図っていく。

## (3) 納付機会の拡大

令和元年度から導入のスマートフォン決済の利用が増えていることから、令和5年度から地方税統一QRコードの運用並びに地方税お支払いサイトを利用した納付を開始し、より多くの収納機会を提供することで、納税者の利便性の向上とキャッシュレス化の推進を図る。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

### (1) 市税債権の確保

資源価格をはじめ諸物価の高騰の影響により、市税の納付の困難な納税者も少なくないことから、状況を注視しながら、未納の徴収金の徴収に努める一方、徴収の猶予制度の適用など、債権管理の適正化に努める。

また、市税の納付に応じない対応困難案件や高額滞納案件については、内容に応じて弁護士に委託し、訴訟手続きも踏まえ徴収の強化を図っている。

## 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 出 納 室

## 1 室の事務概要

### (1) 出 納 グループ

- ① 現金、有価証券の出納保管に関すること。
- ② 決算に関すること。
- ③ 支払に関すること。
- ④ 戻入命令書等の受付に関すること。
- ⑤ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること（指定を除く）。
- ⑥ 現金の記録管理に関すること。
- ⑦ 出納事務の電算処理に関すること。
- ⑧ 一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金（基金含む）の記帳に関すること。
- ⑨ 収入会計事務の指導に関すること。
- ⑩ 公金管理運用会議に関すること。
- ⑪ 室の庶務に関すること。

### (2) 審 査 グループ

- ① 支出命令書及び振替命令書等の審査に関すること。
- ② 資金前渡及び概算払に係る精算書の審査並びに前金払に係る債務の履行の結果報告の受理に関すること。
- ③ 支出負担行為の確認に関すること。
- ④ 支出会計事務の指導に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

一部他都市で導入されている電子請求システムは、行政活動における事務の正確性を保ちながら、効率化等が実現される必要があり、滋賀県及び県内市町などの動向把握とともに、公金支出等における関連事務のさらなる改善について一体的に検討を進めていく。

収納事務においては、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、駐車場使用料が納付方法としてスマートフォン決済を、窓口での各種証明書の発行手数料や施設利用料等については、複数の所属においてオールインワンモバイル決済端末を導入し、キャッシュレス決済に対応しているなか、既に主要税目において導入しているeLTAXについてはさらなる活用拡大が求められており、引き続き、市民の利便性を高めるため、関係部署と連携して取り組んでいく。

## 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

## 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

# 監査委員事務局

## 1 事務局の事務概要

監査委員事務局は、監査委員（識見4人）が行う各種の監査、検査及び審査が適正かつ円滑に執行されるよう、その業務を補助する機関として設置されている。

なお、地方自治法の規定に基づき策定した監査基準に従い、監査機能の充実強化を図っていく。

主な事務事業は、次のとおりである。

- ① 監査、出納検査及び審査等の年間執行計画の立案及び調整に関すること。
- ② 定期監査、行政監査、随時監査（工事監査等）、財政的援助団体等の監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。
- ③ 例月現金出納検査の調査及び報告書の作成等に関すること。
- ④ 決算審査、財政指標の審査及び基金運用状況審査の調査等に関すること。
- ⑤ 住民監査請求に基づく監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。
- ⑥ 外部監査人の監査への協力、包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の公表及び意見の決定に係る調査、個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見の決定等に係る調査等に関すること。
- ⑦ その他の監査に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

特になし

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和7年度住民監査請求件数 1件

請求年月日・請求人	請求内容	監査結果
令和8年2月17日 住民 1人	大津市市長交際費について、自治会・自治連合会等が主催する懇親会にかかる支出は、公の支出としての適正性を欠き違法又は不当であったとして、返還請求等の措置を求める請求	一部棄却 一部却下

# 選挙管理委員会事務局

## 1 事務局の事務概要

### (1) 庶務係

- ① 委員との連絡及び委員会の議事に関すること。
- ② 規程の制定及び改廃に関すること。
- ③ 規程の公表並びに告示及び公告に関すること。
- ④ 公印の管理に関すること。
- ⑤ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関すること。
- ⑥ 予算の経理及び物品保管に関すること。
- ⑦ 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- ⑧ 選挙に関し必要と認める事項の啓発宣伝に関すること。
- ⑨ 明るい選挙推進協議会との連絡に関すること。
- ⑩ その他庶務に関すること。

### (2) 選挙係

- ① 選挙人名簿の管理及び調製に関すること。
- ② 選挙資格の調査に関すること。
- ③ 選挙執行事務の管理及び指導に関すること。
- ④ 直接請求に関すること。
- ⑤ 選挙関係の諸証明に関すること。
- ⑥ 不在者投票及び在外投票に関すること。

- ⑦ 国民投票に関すること。
- ⑧ 裁判員候補者予定者の選定及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- ⑨ 検察審査員候補者予定者の選定及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- ⑩ 投票区、開票区及び選挙区に関すること。
- ⑪ 選挙に関する訴願、訴訟及び異議の申し出に関すること。
- ⑫ 選挙関係法令等の調査研究に関すること。
- ⑬ その他選挙に関すること。

## 2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきものと思われるもの

特になし

## 3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

### (1) 滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙

任期満了日	滋賀県知事 令和8年7月19日
選挙執行日	令和8年7月5日予定
予算額	208,191千円

### (2) 統一地方選挙準備

任期満了日	滋賀県議会議員 令和9年4月29日
	大津市議会議員 令和9年4月30日
選挙執行日	未定
予算額	45,279千円（債務負担212,469千円）

#### 4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

#### 5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

##### (1) 選挙資機材の保管場所

投票記載台や投票箱などの投票用機材は、平成28年度末まで競輪場倉庫に保管していたが、競輪場が廃止されたため、現在主に小中学校の空き教室に分散保管することとなった。しかしながら、分散保管のため運搬経費が増大し、適正管理が困難となるため、選挙資機材を一括管理することで、管理の適正化や選挙執行経費が削減できるよう、使用していない公共施設等を利活用できるよう情報収集を進めるとともに、新庁舎移転後の現行庁舎及び跡地等の今後の利活用の検討状況も踏まえながら、資材保管場所確保に努めていく。

##### (2) 投開票事務従事者等の確保

投票事務について、選挙執行時の投票管理者、同職務代理者の選任を事務局が行い、事務従事者の選任は各職務代理者が行っているが、各投票所とも投票事務従事者の選任に苦慮しており、特に投票事務の中核を担う職務代理者の後任がなかなか見つからない状況にある。適正な選挙の管理執行のため、引き続き人材の確保に努める。また、開票事務は正確性を担保しながら、より効率的に行い、動員する職員の負担が軽減できるよう取り組んでいく。

#### 6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和8年3月2日現在 選挙人名簿登録者数

総数	285,154人
男性	135,308人
女性	149,846人